

と「し尿くみ取り」



年末年始は、ごみの収集日が変わります。

また、土浦区域と新治区域は収集日が異なりますので、確認して計画に出してください。

収集日以外の日にごみを出すと、ほかの方の迷惑になりますので絶対に出さないでください。

☎ 環境衛生課 (☎826-1111 内線2320、2444)

年末年始の「ごみ収集」

(((土浦区域)))

燃やせるごみ

通常の収集日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
月・木コース	12月28日(月)	1月4日(月)
火・金コース	12月29日(火)	1月5日(火)
水・土コース	12月30日(水)	1月6日(水)
夜間コース	12月29日(火)	1月5日(火)

燃やせないごみ

通常の収集日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
月コース	12月28日(月)	1月4日(月)
火コース	12月29日(火)	1月5日(火)
水コース	12月30日(水)	1月6日(水)
木コース	12月24日(木)	1月7日(木)
金コース	12月25日(金)	1月8日(金)
土コース	12月26日(土)	1月9日(土)
夜間コース	12月28日(月)	1月4日(月)

分別収集 (缶・ビン・古布・乾電池・ペットボトル・モデル地区のプラスチック製容器包装)

通常の収集日	12月の収集日	1月の収集日
第1・3火コース	1日(火)・15日(火)	5日(火)・19日(火)
第2・4火コース	8日(火)・22日(火)	12日(火)・26日(火)
第1・3木コース	3日(木)・17日(木)	7日(木)・21日(木)
第2・4木コース	10日(木)・24日(木)	14日(木)・28日(木)
第1・3土コース	5日(土)・19日(土)	9日(土)・23日(土)
第2・4土コース	12日(土)・26日(土)	16日(土)・30日(土)

※新聞、ざつ紙、ダンボールの収集日は、上記の前日になります。

※ の収集日は、通常より1週間遅れになっていますので注意してください。

粗大ごみ

粗大ごみを戸別有料収集で出すときは、必ず事前に電話でお申し込みください。

★粗大ごみ受付電話(☎826-4800)

受付期間/月～金曜日 午前8時30分～午後5時

12月29日(火)から1月3日(日)までは受け付けできません。年末の収集終了日は12月30日(水)、年始の収集開始日は1月4日(月)になりますので、年末に粗大ごみを出される方は、早めにお申し込みください。

(((新治区域)))

分類	曜日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
可燃ごみ	火・金	12月25日(金)	1月5日(火)
不燃ごみ・カン(藤沢地区)	月	12月28日(月)	1月4日(月)
〃(斗利出・山ノ荘地区)	水	12月23日(水)	1月6日(水)
分類	曜日	12月の収集日	1月の収集日
茶色ビン	第1木	12月3日(木)	1月7日(木)
無色ビン	第2木	12月10日(木)	1月14日(木)
その他のビン	第3木	12月17日(木)	1月21日(木)
粗大ごみ	第4木	12月24日(木)	1月28日(木)
ペットボトル	第1・3土	12月5日(土) 12月19日(土)	1月16日(土)
雑誌・紙パック・その他紙			
古布			
プラスチック容器	第2・4土	12月12日(土) 12月26日(土)	1月9日(土) 1月23日(土)
新聞紙・段ボール			

※不燃ごみ・カンは、地区により収集日が異なりますが、そのほかのごみは新治区域全体が同じ収集日です。
※年末の粗大ごみ収集は、12月24日(木)が最終です。25日(金)以降に出すと大変迷惑がかかりますので絶対に出さないでください。

※集積場に出せる粗大ごみは、長さ1.5m未満で、重さ20kg未満のものです。

年末の収集終了後は、年始の収集開始日まで収集を行いませんので、集積場には出さないでください

土浦区域…清掃センターは、12月31日(木)から1月3日(日)までごみの持ち込みができません。(12月30日(水)のごみの持ち込みは午後4時まで)

新治区域…新治広域環境クリーンセンターは、12月30日(水)から1月3日(日)までごみの持ち込みができません。(12月29日(火)のごみの持ち込みは午後4時45分まで)



年末年始の「ごみ収集」

年末年始の「し尿くみ取り」

年末年始は大変混み合いますので、必ず「し尿くみ取り券」を用意して、12月18日(金)までに収集業者にご確認のうえお申し込みください。



□(株)土浦関東商事(☎821-3793)

天川一・二丁目、荒川沖、荒川沖西一・二丁目、荒川沖東一～三丁目、荒川本郷、粟野町、飯田、板谷一～七丁目、今泉、大岩田、大手町、大町、沖新田、乙戸、乙戸南一～三丁目、小山田一・二丁目、卸町一・二丁目、笠師町、粕毛、霞ヶ岡町、上高津、上高津新町、烏山一～五丁目、北荒川沖町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、国分町、小松ヶ丘町、小山崎、桜ヶ丘町、桜町一～四丁目、佐野子、穴塚、下高津一～四丁目、城北町、滝田一・二丁目、中央一・二丁目、都和一～四丁目、中荒川沖町、永国、永国東町、永国台、中高津一～三丁目、中高津、中都町一～四丁目、中貫、中村西根、中村東一～三丁目、中、中村南一～六丁目、並木一～五丁目、西並木町、西根西一丁目、西根南一～三丁目、東都和、東並木町、東若松町、常名、富士崎一・二丁目、摩利山新田、右粉、虫掛、紫ヶ丘、矢作、若松町

□(株)東栄商事(☎831-0450)

有明町、生田町、おおつ野一～八丁目、沖宿町、川口一・二丁目、神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、木田余西台、木田余東台一～五丁目、木田余、北神立町、湖北一・二丁目、小松一～三丁目、白鳥新町、白鳥町、菅谷町、千束町、立田町、田中一～三丁目、田中町、田村町、千鳥ヶ丘町、手野町、東崎町、殿里、中神立町、西真鍋町、蓮河原町、蓮河原新町、東中貫町、東真鍋町、文京町、真鍋一～六丁目、真鍋新町、港町一～三丁目、大和町

□(株)スズキ(☎869-0106)、(有)県南(☎867-1228)

大志戸、大畑、小高、小野、小野沢辺東城寺入会地、上坂田、沢辺、下坂田、高岡、田土部、田宮、東城寺、永井、永井本郷入会地、藤沢、藤沢新田、本郷

■年末年始の収集日

●土浦区域／収集終了日…12月28日(月)、収集開始日…1月4日(月)

●新治区域／収集終了日…12月30日(水)、収集開始日…1月6日(水)

■し尿くみ取り料金

1. 定額制(普通便槽の一般世帯)

くみ取り回数	世帯割券 (260円)	人頭割券 (330円)	臨時券 (650円)
1か月に1回の世界帯	1枚	人数分	—
2か月に1回の世界帯	1枚	人数分× 2か月	—
1か月に2回以上の世界帯	1回目	人数分	—
	2回目以降	—	1枚

2. 従量制(特殊便槽などの一般世帯および事業所・営業所)

3か月以上に1回の世界帯	従量券(170円)
簡易水洗など特殊便槽の世界帯	(18リットル/枚： くみ取り量に応じる)
事業所・営業所など	

～浄化槽をお使いの方へ～

浄化槽は、年1回以上の清掃が法律で定められています。定期的な清掃を行い、浄化槽の適正管理に努めてください。

市許可浄化槽清掃業者

●土浦区域

(株)土浦関東商事、(株)東栄商事、
(有)環境保全(☎0299-24-3106)

●新治区域

(株)スズキ
(有)県南



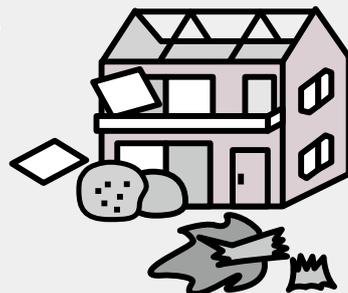
住宅等災害復旧に係る資金の利子補給について

先日の台風18号接近時に竜巻が発生し、宍塚地区をはじめとした周辺地区に被害をもたらしました。

市では、被災された方が一日も早く元の生活をおくれるように、指定金融機関から住宅などの災害復旧に必要な資金の融資を受けた方に対して、利子の一部を補給する経済的支援を行っています。

なお、すでに融資を受けて工事を実施している場合でも対象となります。

☎ 建築指導課(☎826-1111 内線2488)



対象者/次のいずれにも該当する方

- 市内に住民登録、かつ居住し、住宅のり災証明書の交付を受けられる方
- 被災者またはその世帯員が金融機関から住宅などの災害復旧に必要な資金を借りている方

対象建築物/住宅など(倉庫、店舗などの用途の建築物または建築物の部分は対象外)

対象となる借入額/500万円(上限)

※500万円を超えた金額は対象外

交付額/年利3%に相当する額(上限)

※原則として年2回交付(10月と4月)

交付期間/借り入れた日から7年以内

申込方法/次の書類を建築指導課へ直接

①り災証明書

②指定の金融機関から住宅等復旧資金を借り入れたことを証する書類

③被災住宅等の復旧にかかる費用が掲載された契約書または見積書

④そのほか市長が必要と認める書類

指定金融機関/常陽銀行、関東つくば銀行、茨城銀行、東日本銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、足利銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、中央労働金庫、土浦農業協同組合、独立行政法人住宅金融支援機構

※詳しくは、お問い合わせください。

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします



償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成22年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、申告してください。

なお、申告された償却資産の評価額の合計が150万円に満たないと、課税されません。

☎ 課税課家屋係(☎826-1111 内線2337、2260)

□償却資産の対象となるもの(業種別の例)

～ 共 通 ～	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業、獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不 動 産 貸 付 業	門扉・塀・緑化設備等の外構工事、受変電設備など
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農 業	農業用機械類

□申告が必要な方/

- 1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 1月1日現在、市内で直接事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

□申告期限/2月1日(月)

□申告方法/昨年まで申告されている方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。事業を始めた方、新たに申告される方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

昨年申告された方には12月中旬ごろに申告用紙を郵送しますが、新たに申告される方や、申告用紙が届かない方は、お手数でもご連絡ください。

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

※不動産貸付業は、アパートや駐車場の経営なども含まれます。